

措置状況報告書

監査の名称：令和2年度 定期監査

部 局 名：企画部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>[文化振興課（ホルトホール大分）] [スポーツ振興課（大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設）]</p> <p>（１）利用料金等に関する事務について</p> <p>ア 利用料金設定に係る手続きが適正に行われていないもの 各設置条例及び基本協定書の規定により、指定管理者が定める利用料金は、設置条例に定める額の範囲内で、あらかじめ書面により市長が承認する必要がある。</p> <p>しかしながら、一部の料金設定を口頭により承認しているものや、指定管理者公募の提案書と同額であったことなどを理由に、書面により承認をしていないものが見受けられた。</p> <p>今後は、設置条例等に従って書面にて承認するとともに、指定管理者に対して適正な事務処理を行うよう指導されたい。</p>	<p>[文化振興課（ホルトホール大分）] [スポーツ振興課（大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設）]</p> <p>（１）</p> <p>ア 利用料金設定については、指定管理者に対して適正な事務処理を行うように指導し、書面により承認しました。</p> <p>今後も、適正な事務処理を行います。</p>	
<p>[文化振興課（平和市民公園能楽堂）] [スポーツ振興課（大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設）]</p> <p>（２）自主事業に関する事務について</p> <p>ア 自主事業に係る承認が適正に行われていないもの 基本協定書等の規定により、指定管理者の実施する自主事業の料金は、提出された事業計画書により事前に承認する必要がある。</p> <p>しかしながら、提出された事業計画書に料金の設定がされていないなど不備があったにもかかわらず、そのまま事業計画書を承認していた。</p> <p>今後は、基本協定書等に従い事業計画書を精査のうえ承認を行うとともに、指定管理者に対して基本協定書等に従い適正な事務処理をされるよう指導されたい。</p>	<p>[文化振興課（平和市民公園能楽堂）]</p> <p>（２）</p> <p>ア 基本協定書等に従い、指定管理者に自主事業として申請するように指導し、自主事業として承認いたしました。</p> <p>今後も、適正な事務処理を行います。</p> <p>[スポーツ振興課（大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設）]</p> <p>ア 基本協定書等に従い、指定管理者に自主事業の料金を記載した事業計画書を提出させ、内容精査のうえ承認いたしました。</p> <p>今後も、適正な事務処理を行います。</p>	

**[文化振興課（平和市民公園能楽堂）]
[スポーツ振興課（大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設）]**

(3) 施設管理に関する事務について

ア 開館時間の変更に係る手続きが適正に行われていないもの

各設置条例施行規則及び基本協定書の規定により、指定管理者が施設の 開館時間（開場時間、使用時間含む）を変更する場合は、あらかじめ書面により市長が承認する必要がある。

しかしながら、施設の開館時間及び照明施設の使用時間の変更について、指定管理者公募時に提案を受けていたことなどから、口頭で承認しているものや、イベント等による開場時間の変更を、口頭により報告を受け、口頭で承認しているものが見受けられた。

今後は、施行規則等に従って書面にて承認するとともに、指定管理者に対して適正な事務処理を行うよう指導されたい。

[文化振興課（ホルトホール大分）]

(4) 備品の管理について

ア 備品の管理が適正でないもの
ホルトホール大分の基本協定書の規定では、備品台帳を作成し適切に管理しなければならないとされている。

しかしながら、備品台帳が基本協定書の規定に従って作成されていないにもかかわらず、適切な指導をしていなかった。

今後は、指定管理者に対して基本協定書に従った適正な備品管理を行うよう指導されたい。

[文化振興課（平和市民公園能楽堂、ホルトホール大分）]

(5) 契約事務について

ア 第三者委託事務が適正でないもの
基本協定書の規定により、本業務等の一部を第三者に委託する場合は、あらかじめ書面により市が承認

**[文化振興課（平和市民公園能楽堂）]
(3)**

ア 施設の開館時間（開場時間、使用時間含む）の変更について、指定管理者公募時に提案を受けていたことなどから、口頭で承認しているものがありました。

開館時間の変更について、書面にて事前に提出させることを指定管理者へ指導するとともに、書面にて承認することとしました。

今後も、適正な事務処理を行います。

[スポーツ振興課（大分市営陸上競技場及び津留運動公園有料公園施設）]

ア 開場時間等の変更について、書面にて事前に提出させることを指定管理者へ指導するとともに、書面にて承認することとしました。

今後も、適正な事務処理を行います。

[文化振興課（ホルトホール大分）]

(4)

ア 備品台帳が基本協定書の規定に従って作成されていないにもかかわらず、適切な指導をしておりませんでした。

今後は、指定管理者に対して基本協定書に従った適正な備品管理を行うように指導いたします。

[文化振興課（平和市民公園能楽堂、ホルトホール大分）]

(5)

ア 第三者委託（再委託）の承認を得ていた業者がさらに別の業者に委託（再々委託）していたが、事前承認していないものがありました。

する必要がある。

しかしながら、第三者委託（再委託）の承認を得ていた業者がさらに別の業者に委託（再々委託）していたが、事前承認していないものが見受けられた。

今後は、指定管理者が本業務の一部を第三者に委託する場合は、基本協定書に従って書面にて承認をするとともに、指定管理者に対して適正な事務処理を行うよう指導されたい。

指定管理者に対して指導を行い、事業計画の第三者委託について改めて提出させ、書面にて承認いたしました。

今後も、適正な事務処理を行います。

措置状況報告書

監査の名称：令和2年度 定期監査

部 局 名：福祉保健部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>[福祉保健課（大分市丹生温泉施設）] (2) 自主事業に関する事務について</p> <p>ア 自主事業に係る承認が適正に行われていないもの</p> <p>基本協定書等の規定により、指定管理者の実施する自主事業の料金は、提出された事業計画書により事前に承認する必要がある。</p> <p>しかしながら、提出された事業計画書に料金の設定がされていないなど不備があったにもかかわらず、そのまま事業計画書を承認していた。</p> <p>今後は、基本協定書等に従い事業計画書を精査のうえ承認を行うとともに、指定管理者に対して基本協定書等に従い適正な事務処理をされるよう指導されたい。</p>	<p>[福祉保健課（大分市丹生温泉施設）]</p> <p>指定管理者に対して事業計画書に料金設定を行うよう指導し、自主事業ごとに承認を行いました。</p> <p>今後は、事業計画書を精査のうえ承認を行い、適正な事務処理を行うよう努めてまいります。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和2年度 定期監査

部 局 名：教育部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>[社会教育課（大分市関崎海星館）] (1) 利用料金等に関する事務について ア 利用料金設定に係る手続きが適正に行われていないもの 各設置条例及び基本協定書の規定により、指定管理者が定める利用料金は、設置条例に定める額の範囲内で、あらかじめ書面により市長が承認する必要がある。 しかしながら、一部の料金設定を口頭により承認しているものや、指定管理者公募の提案書と同額であったことなどを理由に、書面により承認をしていないものが見受けられた。 今後は、設置条例等に従って書面にて承認するとともに、指定管理者に対して適正な事務処理を行うよう指導されたい。</p> <p>[社会教育課（大分市情報学習センター）] イ 利用料金設定に係る審査が適正に行われていないもの 大分市情報学習センター条例施行規則の規定では、設備等の利用料金は、別表に定める額の範囲内で、教育長の承認を得て、指定管理者が定める額とするとされている。 しかしながら、利用料金の承認に当たり、内容を十分に審査せず承認しているものが見受けられた。 今後は、規則に従って適正な事務処理をされたい。</p> <p>ウ 利用料金の経理事務が適正でないもの 大分市情報学習センターの基本協定書の規定では、利用料金収入の実績等を記載した業務報告書を提出しなければならないとされている。</p>	<p>[社会教育課（大分市関崎海星館）] (1) 利用料金等に関する事務について ア 今年度については、年度事業計画書に記載のない項目について、書面により追加で承認を行ったところである。 次年度以降については、指定管理者に対し、年度事業計画書に漏れなく記載するよう指導したところであり、今後とも適正な事務処理に努めてまいりたい。</p> <p>[社会教育課（大分市情報学習センター）] イ 指定管理者から提出された、年度事業計画書の審査に当たっては、複数の職員で確認を行うなど、内容を十分に審査のうえ、適正な事務処理に努めてまいりたい。</p> <p>ウ 指定管理者に対し、自主事業収入と利用料金収入を分けて、集計・記載するよう指導し、今年度の業務報告書提出時より是正したところである。 今後とも、業務報告書等を十分に精査するとともに、指定管理者に対しては適正な事務処理が行われるよう指導</p>	

しかしながら、設置条例等に定め
のない自主事業収入を利用料金収
入として報告していた。利用料金収
入と自主事業収入は、その経理を区
分して収支報告をする必要がある。

今後は、業務報告書等を十分に精
査するとともに、指定管理者に対
して適正な事務処理を行うよう指
導されたい。

してまいりたい。